

Ⅱ 教育計画

1 令和6年度 学校経営方針等

○日本国憲法 教育基本法 学校教育法 学習指導要領

○埼玉県教育振興基本計画 埼玉県教育行政重点施策

○富士見市教育振興基本計画 富士見市教育行政方針等

* 令和6年度 富士見市教育行政方針

Ⅰ 学び合い、高め合い、夢と希望をはぐくむ教育の推進

- 1 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成
- 2 多様性を認め合い、誰一人取り残さない教育の推進
- 3 自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成
- 4 地域の教育力を生かし教育効果を高める学校教育の推進

Ⅱ 学び合う地域社会をめざす教育の推進

- 1 家庭・地域の教育力の向上
- 2 生涯にわたる学習機会の提供と地域づくりの推進
- 3 暮らしとまちづくりに役立つ読書活動の推進
- 4 郷土遺産の継承
- 5 開かれた教育委員会

(1) 学校教育目標

『 児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、自ら生きる力を養い、社会的に自立できる心豊かな人間を育成する 』

(2) めざす学校像

『 児童生徒一人一人の自立を育てる 笑顔あふれる学校 』

(3) めざす児童生徒像

- 『 なかよく 』 明るく思いやりのある子
『 げんきで 』 いのちを大切にし、健康を守る子
『 がんばる 』 自分の力を発揮し懸命に取り組む子

(4) めざす教職員像

- 『 児童生徒、保護者、地域から信頼される人間性豊かな教職員 』
- ① 生き生きと活動し相互の心が響き合う笑顔あふれる教職員
 - ② 特別支援教育の専門性を持ち、確かな力を身につけさせる教職員
 - ③ 家庭・地域・関係諸機関から信頼される教職員

(5) 本年度の経営方針

- ① 児童生徒一人一人を大切にする指導の充実
- ② 教職員の専門性の向上
- ③ 特別支援教育のセンター的機能の推進
- ④ 開かれ信頼される学校づくりの推進

(6) 本年度の重点・努力点

① 児童生徒一人一人を大切にする指導の充実

- ・ 教育環境・学習環境が整った安全安心な学校づくり
- ・ 生活経験の拡大と生活に結びつけた指導の充実
- ・ 児童生徒の実態に応じた教育課程の改善
- ・ 障害特性に応じた自立活動の充実

☆学部間連携の推進（12年間の切れ目のない指導）

☆地域の人的資源、物的資源の積極的な活用

② 教職員の専門性の向上

- ・ RPDCAサイクルの充実に基づき、「何をできるようにするか」「何が身についたか」を明確にする指導、良さを伸ばす自立活動の推進
- ・ 授業のシンプルデザインを継続した「より良い授業」（参加しやすい・参加できる・わかりやすい授業）の実践
- ・ 学習指導要領に即した教育の推進

☆全教職員による学校ぐるみの初任者育成の推進

- ・ 若手指導育成指導員の効果的活用
- ・ スーパーバイザー（大学教授、理学療法士等）の効果的活用

☆ICT機器等を有効に活用した授業づくり

- ・ 特別支援学校教諭免許取得率100%

③ 特別支援教育のセンター的機能の推進

- ・ インクルーシブ教育システムの構築に向け、更なる特別支援教育の推進
- ・ 学習指導要領に即した授業のUD（ユニバーサルデザイン）化の推進

☆近隣学校と児童生徒相互が関わりをもち理解を深める活動の計画と実践

☆交流および共同学習、支援籍学習の積極的な実施

- ・ 市内小中学校等の支援要請への適切な対応
- ・ 支援ボランティア・学校応援団の再整備と積極的な活用

④ 開かれ信頼される学校づくりの推進

☆安全安心な教育環境の整備

- ・ 児童生徒、保護者のニーズの把握と対応
- ・ 自立に向けた関係機関と連携した進路指導の充実
- ・ 家庭、地域、行政機関や医療機関との連携、協力

☆積極的な教育活動の情報発信（ホームページ、学校だより等）

※感染症に負けない学校づくりの継続

- ・ 科学的エビデンスに基づく安全安心な学校づくりの備え
- ・ 生活様式（マスク、手洗い、咳エチケット）の臨機応変的活用
- ・ 学校医、学校薬剤師との緊密な連携
- ・ 保護者、放課後デイサービス業者との共通理解と連携強化
- ・ 学校緊急メールの効果的活用の推進